

DV等の被害者のための民間シェルター等に関するアンケート調査

令和元年5月

内閣府男女共同参画局

目次

I 調査の概要	1
1 調査の目的	1
2 調査の対象	1
3 調査項目	1
4 調査の時期	1
II 調査結果の概要	2
1 DV 被害者等の支援を行っている民間施設.....	2
(1) 常勤職員の数.....	2
(2) 常勤職員のうち、専門資格を持つ職員数	3
(3) 非常勤職員の数	4
(4) 非常勤職員のうち、専門資格を持つ職員数	5
(5) ボランティアの数	6
(6) 常勤職員「0人」の施設における非常勤職員とボランティアの数	7
(7) 調査実施時点での 18 歳以上の受入れ状況	7
(8) 調査実施時点での 18 歳未満の受入れ状況.....	8
(9) 調査実施時点で入居者の受入れがない施設.....	9
(10) 被害者の受入れにあたっての条件.....	9
(11) 被害者の主な受入れルート	10
(12) 支援の内容.....	11
(13) 現在抱えている問題や課題.....	11
(14) 問題や課題の解決にあたっての障害	13
(15) 国・自治体が行う支援における不十分な点	15
2 都道府県及び政令指定都市の DV 等被害者支援担当課（室）	17
(1) 民間団体との意見交換の有無.....	17
(2) 民間団体を対象とした研修の有無	17
(3) 民間団体への情報提供（研修の場以外で）	18
(4) 民間団体との連携にあたっての問題や課題.....	18
(5) 問題や課題の階希有にあたっての障害	19
(6) 民間シェルターがない自治体における保護先.....	19
(7) 民間シェルターがないことによる問題や課題.....	20
(8) 国に対する意見や要望.....	20

I 調査の概要

1 調査の目的

DV被害者等の一時保護や相談、自立に向けた支援等を行う民間シェルターが置かれている厳しい状況（脆弱な人的・物的・財政的基盤、関係機関との連携不足、情報不足、安全性・秘匿性等）に鑑み、本調査では、本施策に係る民間団体及び地方公共団体における現状と課題を把握し、国および地方公共団体における民間シェルター等に対する支援の在り方の検討に活用していくことを目的とする。

2 調査の対象

- (1) 主にDV被害者支援を行っている民間施設（若年女性や子供、生活保護世帯への支援を行っている民間施設を含む）（回答施設数：95）
- (2) 都道府県および政令指定都市のDV被害者等支援担当課(室)（回答自治体数：67）

3 調査項目

- (1) DV被害者等の支援を行っている民間施設
施設の体制（職員数等）や支援の実態、問題や課題等。
- (2) 都道府県および政令指定都市のDV被害者等支援担当課(室)
民間施設との連携状況（意見交換の場や研修等）、民間団体との連携にあたっての問題や課題等。

4 調査の時期

平成31年2月

Ⅱ 調査結果の概要

1 DV被害者等の支援を行っている民間施設

(1) 常勤職員の数

常勤職員がいる施設は57施設(60%)にとどまり、1施設あたりの常勤職員の平均は2.0人となっている。また、常勤職員がいる施設に限ると、職員の数が「1人」と回答した施設が約3割と最も多く、「3人以下」の施設が7割以上を占める。

表1-(1) 常勤職員の数

常勤職員数	施設数	割合(%)
総数	95	100.0
0人	35	36.8
1人	17	17.9
2人	11	11.6
3人	14	14.7
5人	4	4.2
6人	3	3.2
7人	2	2.1
8人	2	2.1
9人	1	1.1
11人	1	1.1
12人	1	1.1
13人	1	1.1
無回答	3	3.2

* 「5人」と回答したうちの1施設は、「グループ全体であり、シェルター専属ではない」との注意書きがあった。

(2) 常勤職員のうち、専門資格を持つ職員数

常勤職員が1人以上いる57施設のうち、専門資格を持つ常勤職員がいる施設は39施設(68.4%)であり、約7割の施設が専門資格をもつ常勤職員がいる。

なお、専門資格の主な種類としては、社会福祉士(16施設)、保育士(9施設)、看護師(7施設)、精神保健福祉士(4施設)、介護福祉士(4施設)、臨床心理士(3施設)、教員免許(3施設)の他、カウンセラーやセラピスト、SANE等が挙げられた。

表1-(2) 専門資格を持つ常勤職員数

専門資格を持つ 常勤職員数	施設数	割合(%)
総数	57	100.0
0人	14	24.6
1人	14	24.6
2人	10	17.5
3人	5	8.8
4人	2	3.5
5人	2	3.5
6人	2	3.5
7人	3	5.3
8人	1	1.8
無回答	4	7.0

(3) 非常勤職員の数

非常勤職員がいる施設は65施設(68.4%)であり、1施設あたりの非常勤職員の平均は4.0人である。非常勤職員がいる施設に限ると、人数が「3人」と回答した施設が20%と最も多く、「3人以下」の施設が44.6%となっている。

表1－(3) 非常勤職員数

非常勤職員数	施設数	割合 (%)
総数	95	100.0
0人	25	26.3
1人	8	8.4
2人	8	8.4
3人	13	13.7
4人	4	4.2
5人	6	6.3
6人	8	8.4
7人	3	3.2
8人	1	1.1
10人	3	3.2
11人	5	5.3
12人	2	2.1
15人	1	1.1
20人以上	3	3.2
無回答	5	5.3

(4) 非常勤職員のうち、専門資格を持つ職員数

非常勤職員がいる1人以上いる65施設のうち、専門資格を持つ非常勤職員がいる施設は47 (72.3%)で7割以上に上るが、専門資格を持つ非常勤職員の人数は「1人」が最も多くなっている。

ある民間施設では、職員として雇用できるのは数名程度だが、自立支援プログラムや子どもプログラム等も含めると90名を超えるスタッフが関わっているという記述もあった。

なお、専門資格の主な種類としては、社会福祉士(14施設)、介護福祉士(10施設)、保育士(10施設)、教員免許(8施設)、看護師(7施設)、臨床心理士(7施設)、精神保健福祉士(6施設)の他、フェミニストカウンセラーや認定心理士、弁護士、司法書士等が挙げられた。

表1 - (4) 専門資格を持つ非常勤職員数

専門資格を持つ 非常勤職員数	施設数	割合 (%)
総数	65	100.0
0人	11	16.9
1人	15	23.1
2人	12	18.5
3人	7	10.8
4人	4	6.2
5人	4	6.2
6人	2	3.1
9人	1	1.5
10人以上	2	3.1
無回答	7	10.8

(5) ボランティアの数

ボランティア¹がいる施設は68 (71.6%) であり、1施設あたりのボランティア人数の平均は5.3人である。ボランティアがいる施設に限ると、人数が「3人」の施設が約2割と最も多くなっている。

表1 - (5) ボランティアの数

ボランティア人数	施設数	割合 (%)
総数	95	100.0
0人	23	24.2
1人	3	3.2
2人	8	8.4
3人	13	13.7
4人	5	5.3
5人	9	9.5
6人	6	6.3
7人	3	3.2
8人	5	5.3
9人	1	1.1
10人	5	5.3
12人	2	2.1
16人	1	1.1
20人以上	7	7.4
無回答	4	4.2

¹ ここでいう「ボランティア」とは、無償または交通費程度の実費支給のみで定期的に活動している者であり、一時的・単発的に活動している者を含めない。

(6) 常勤職員「0人」の施設における非常勤職員とボランティアの数

常勤職員が「0人」の施設（35施設）における非常勤職員とボランティアの人数を調べたところ、非常勤職員も「0人」の施設が14施設（40%）あり、ここではすべてボランティアによって支援が行われていることがわかった。なお、常勤職員及び非常勤職員がいずれも「0人」である施設（14施設）における、1施設あたりの平均ボランティア人数は7.4人であり、全施設における平均（5.3人）に比べ約2ポイント高くなっている。

表1－（6）

非常勤職員人数	施設数	割合（%）
総数	35	100.0
0人	14	40.0
1～5人	10	28.6
6～10人	6	17.1
11人以上	4	11.4
無回答	1	2.9

表1－（6）

ボランティア人数	施設数	割合（%）
総数	35	100.0
0人	5	14.3
1～5人	17	48.6
6～10人	9	25.7
11～20人	2	5.7
21人以上	2	5.7

(7) 調査実施時点での18歳以上の受入れ状況

調査実施時点²で18歳以上の女性を受け入れている施設は63施設（66.3%）である。また、18歳以上の女性を受け入れている施設に限ると、約7割の施設が受入れ人数が「3人以下」であった。

一方、18歳以上の男性を受け入れている施設は4施設（4.2%）にとどまる。

表1－（7） 18歳以上の女性

受入れ人数	施設数	割合（%）
総数	95	100.0
0人	26	27.4
1人	24	25.3
2人	13	13.7
3人	7	7.4
4人	5	5.3
5人	4	4.2
6～10人	6	6.3
11人以上	4	4.2
無回答	6	6.3

表1－（7） 18歳以上の男性

受入れ人数	施設数	割合（%）
総数	95	100.0
0人	68	71.6
1人	1	1.1
2人	1	1.1
4人	1	1.1
5人以上	1	1.1
無回答	23	24.2

² 1施設については、調査実施時点（平成31年2月）での受入れ人数ではなく、追加調査実施時点（平成31年4月）での受入れ人数となっている。

- * 「無回答」には、「安全性配慮のため無回答」「当該対象については受入れ不可」である施設を含む。
- * 「0人」には、「当該対象については受入れ不可」である施設を含む。
- * 「18歳以上の女性」について、受入れ人数が「1～2人」となっていた1施設については、「2人」で集計した。

(8) 調査実施時点での18歳未満の受入れ状況

調査実施時点³で18歳未満の女性を受け入れている施設は30施設(31.6%)である。また、18歳未満の女性を受け入れている施設に限ると、7割以上が受入れ人数が「3人以下」である。

同様に、18歳未満の男性を受け入れている施設は23施設(24.2%)である。

なお、18歳未満の男女の入居者について、被害者の「同伴児童」であることが調査票から読み取れる施設は少なくとも15施設あった。

表1－(8) 18歳未満の女性

受入れ人数	施設数	割合 (%)
総数	95	100.0
0人	47	49.5
1人	8	8.4
2人	7	7.4
3人	7	7.4
4人	1	1.1
5人	3	3.2
6～10人	3	3.2
11人以上	1	1.1
無回答	18	18.9

表1－(8) 18歳未満の男性

受入れ人数	施設数	割合 (%)
総数	95	100.0
0人	50	52.6
1人	7	7.4
2人	8	8.4
3人	6	6.3
6～10人	2	2.1
無回答	22	23.2

- * 「無回答」には、「安全性配慮のため無回答」「当該対象については受入れ不可」「世帯単位のため人数は答えられない」等の施設を含む。
- * 「0人」と回答した施設には、「当該対象については受入れ不可」である施設を含む。
- * 「18歳未満の女性」について、受入れ人数が「1～2人」となっていた1施設については、「2人」で集計した。

³ 1施設については、調査実施時点(平成31年2月)での受入れ人数ではなく、追加調査実施時点(平成31年4月)での受入れ人数となっている。

(9) 調査実施時点で入居者の受入れがない施設

調査実施時点でいずれの入居者も受入れがない施設は24施設(25.3%)であった。

(10) 被害者の受入れにあたっての条件(自由記述)

被害者の受入れにあたっての条件を自由記述で回答してもらい、分類を行った(2つ以上回答があった施設は重複あり)。自炊や清掃等の自立した生活が可能であることを条件として挙げている施設が24施設(25.3%)と最も多い。次いで、障害や疾病・疾患がある場合は不可という条件を挙げている施設が23施設(24.2%)と多かった。障害や疾病・疾患については、その理由として、施設にエレベーターがないため車いすや高齢者の移動が困難であったり、スタッフが夜間不在のため介助や介護が必要な被害者は受入れが難しいといった事情が挙げられた。

なお、「携帯電話利用禁止・制限あり」を挙げている施設は18施設(18.9%)、「外出禁止・制限あり」を挙げている施設は8施設(8.4%)であった。

表1- (10) 受入れにあたっての条件

受入れ条件	施設数	割合(%)
総数	95	
自炊や清掃等の生活自立	24	25.3
解除が必要な障害、疾病・疾患がないこと	23	24.2
携帯利用禁止・制限あり	18	18.9
場所や他の入所者の秘匿	16	16.8
依存症、希死念慮不可	13	13.7
利用料負担可	9	9.5
行政による委託に基づく入所	9	9.5
外出禁止・制限あり	8	8.4
夫の追求あり不可	6	6.3
その他	4	4.2
なし・無回答	4	4.2

* 「その他」は飲酒喫煙不可、臨月の方は不可、仮名使用、弁護士との代理人契約をする、等。

* 約3割近くの施設が入所者の性別・年齢(「女性のみ、男性不可」「男児の場合は被害者の同伴のみ可」等)を条件にしているという回答を挙げていたが、本調査の主な対象が民間シェルターであり、入所者の性別や年齢は何らかの規定がある施設が多く、回答していない施設も多数あると考えられるため、今回の集計には含めていない。

(11) 被害者の主な受入れルート（自由記述）

被害者の受入れルートについて自由記述で回答してもらい、分類を行った（2つ以上回答があった施設は重複あり）。「市町村」を主なルートに挙げた施設が50.5%と最も多く、次いで「配偶者暴力相談支援センター」（43.2%）、「警察署」、「福祉機関」、「婦人相談所」を挙げた施設がそれぞれ3割程度となっている。また諸機関を介さず被害者が直接相談に訪れるケースが多い施設も26.3%あった。

表1 - (11) 主な受入れのルート

紹介元	施設数	割合 (%)
総数	95	
市町村	48	50.5
配暴センター	41	43.2
警察署	32	33.7
福祉機関	31	32.6
婦人相談所	28	29.5
民間団体	18	18.9
弁護士	10	10.5
医療機関	7	7.4
被害者が直接	25	26.3
無回答	1	1.1

(12) 支援の内容

下記の項目について支援を行っているかどうか尋ねたところ、項目として挙げたいずれの支援内容についても7割から8割の施設が実施しており、支援内容が多岐にわたっていることが見受けられる。

表1－(12) 支援の内容（複数回答）

支援あり（複数回答）	施設数	割合（％）
総数	95	
被害者の保護受け入れ	89	93.7
一時保護委託 有り	60	63.2
一時保護委託 無し	16	16.8
無回答	13	13.7
相談（電話、面接等）	84	88.4
情報提供	84	88.4
同伴児童への支援	82	86.3
心理に関する支援	70	73.7
生活支援	87	91.6
司法支援	72	75.8
医療支援	74	77.9
行政手続き支援	79	83.2
その他	66	69.5
無回答	1	1.1

*「その他」の主な内容としては、就労支援、同行支援、転居支援、同伴児への学習支援や外国籍の方への言語等の支援、また、携帯電話の契約支援や各種講座・プログラム、イベント等が挙げられた。

(13) 現在抱えている問題や課題

現在、どのような問題や課題を抱えているかについて、7項目（「施設・設備の問題」「スタッフの不足」「スタッフの専門的知識の不足」「安全性、秘匿性の問題」「関係機関との連携不足」「財政的問題」「その他」）から複数回答で選んでもらい、その具体的な内容を自由記述で回答してもらった。その結果、施設の8割以上が、「財政的問題」「施設・設備の問題」「スタッフの不足」を抱えていることがわかった。また、それぞれの問題の具体的な内容を見ると、「施設・設備の問題」では「施設設備の維持費が不足」が最も多く、「スタッフの不足」では「人件費不足」が最も多いことから、回答の多かった3項目のいずれも財政上の問題と大きく関わっていることが見受けられる。

「財政的問題」では、寄付金やカンパだけでやりくりをしているという団体や、ボランティアスタッフが他で働いたお金を寄付している、という施設もあった。

「施設・設備の問題」では、入居者がいない時でも家賃や光熱費等を払わなければならないかったり、修理やリフォーム費用が捻出できないといった費用の問題の他にも、「エアコンの設備がない」「間取りにおけるプライバシーの確保が困難」「洋服や荷物を置くスペー

スがない」といった基本的な生活上の問題から、「キッチンのスペースがなく給食制しかできない」「車で避難された方のための駐車場がない」といった被害者が自立して生活していくための基盤づくりにも直結する問題が挙げられた。

「スタッフの不足」では、「民間シェルターのスタッフだけでは生活が成り立たず、兼業をしているために昼間に動けるスタッフがいらない」といった問題や、「移動に車が必要だが運転できるスタッフがいらない」、「外国人の対応にあたり必要な言語ができるスタッフがいらない」等の問題、また「スタッフを増やそうにも、スタッフのためのスペースがない」といった問題等も挙げられ、入居している被害者のケアや自立支援の提供が難しい現状が見受けられる。

「安全性、秘匿性の問題」では、防犯カメラがついていなかったり、オートロックではないといった建物の安全性や、シェルターで生活保護を申請する際にシェルターの住所を求められる等の場所の秘匿性に関するもの、および、被害者の個人情報を保管する際のセキュリティシステムといった情報の秘匿性に関するものが挙げられた。とりわけ、場所の秘匿性に関しては、「地方都市では施設を特定されやすい」といった地域的な事情や、「加害者が反社会的勢力の関係者である場合も受け入れているため、相手に場所を知られてしまう等で、すでに何度も移転を余儀なくされている」といった深刻な問題も生じていた。

表1－(13) 現在、抱えている問題や課題（複数回答）

問題・課題内容	施設数	割合 (%)
総数	95	
財政的問題	81	85.3
施設・設備の問題	80	84.2
スタッフの不足	80	84.2
安全性、秘匿性の問題	67	70.5
スタッフの専門的知識の不足	58	61.1
関係機関との連携不足	55	57.9
その他	43	45.3
問題なし	1	1.1
無回答	1	1.1

なお、現在抱えている問題や課題の具体的内容（自由記述）を分類した結果は下記の通りである。

○財政的問題

（具体的内容）

- ・運営資金の不足（76 施設）
- ・施設整備費の不足（13 施設） 等。

○施設・設備の問題

(具体的内容)

- ・施設設備の維持費が不足 (23 施設)
- ・老朽化 (18 施設)
- ・施設自体の確保が困難 (14 施設) 等。

○スタッフの不足

(具体的に内容)

- ・人件費不足 (33 施設)
- ・スタッフの高齢化 (19 施設)
- ・若手スタッフの確保が困難 (17 施設) 等。

○安全性、秘匿性の問題

(具体的内容)

- ・スマホによる居場所の特定 (12 施設)
- ・セキュリティシステムが不十分 (12 施設) 等。

○スタッフの専門的知識の不足

(具体的内容)

- ・研修費の確保が困難 (9 施設)
- ・研修時間の確保が困難 (9 施設)
- ・心理的ケアの知識が不足 (9 施設)
- ・障害のある被害者の支援や法律の知識等の幅広い知識 (8 施設) 等。

○関係機関との連携不足

(具体的内容)

- ・行政との連携不足 (18 施設)
- ・行政機関内の連携不足 (5 施設)
- ・民間シェルターに対する理解不足 (4 施設) 等。

○その他

(具体的内容)

- ・社会の理解不足
- ・一時保護委託件数の減少
- ・子どもたちへのケアが不十分 等。

(14) 問題や課題の解決にあたっての障害 (自由記述)

問題や課題の解決にあたり、障害となっているものについて自由記述で回答してもらい、分類を行った。「財源不足」を挙げる施設が6割と最も多く、次いで「スタッフ不足」を挙げた施設が約3割であった。また、「財源不足」と「スタッフ不足」は関連している場合が多く、スタッフ不足やスタッフの高齢化の問題の背景には財源不足があることを指摘する団体が多く見受けられた。中には、「他の業務での資金をシェルター運営に回してやりくりをしてきたが、人材の高齢化等によりそれも困難な状況となった」等で、閉鎖を余儀なくされたり、「あと数年で、20年以上にわたる現場のノウハウの蓄積が後継できずに、消失してし

まう」という悲痛な現状も見受けられた。また、「団体理事会でもシェルター活動の意義は理解されるものの、赤字部門としての責任を問われる」等、支援者の「熱意」だけでは運営に限界がきているといった記述もあった。そこには、支援者の「専門性の高さや危険度の高さの割に、きちんとした専門職の扱いがなされていない」といった構造的な問題の指摘もあった。

「行政の支援体制や理解不足」の具体的な内容としては、たとえば、「支援を行う各市町村担当者が数年で変わることで、支援内容やノウハウの蓄積が行われにくい」「委託による保護の場合、事前の協議がなく、一方的に支援内容を決定される」等が指摘された。

「その他」には、DV防止法や委託事業に関する「法制度の問題」や「安全性の確保」が多く指摘されている。とりわけ、安全性の確保としては、加害者の追跡に対する懸念が多く挙げられた。また、被害者の自立支援までの難しさとして、被害者やその子どもの「メンタルケア」の問題があり、「カウンセリングが必要であっても費用の課題があり、専門的なメンタルケアを継続して受けることが出来ない」といった指摘も見られた。

今回は、DV被害者のためのシェルターに加え、若年女性のためのシェルターや子どもシェルターにもアンケートに御協力いただいたが、「虐待を背景に性的搾取の被害に遭った中高生世代の少女たちを保護しているため、5年、6年と長い支援が必要になるが、年々相談者が増えている」状況であり、寄付集め等に時間を割かなくてはならない現状や、「子どもシェルターにはそれ特有の支援が必要なため、現行法の枠組みにおける運営には限界がある」等の指摘があった。被害者の多様なニーズに寄り添うためには、民間シェルターの多様性や柔軟性が求められているところであり、今後の検討課題である。

表1 - (14) 問題や課題の解決にあたり障害となっているもの

障害となっているもの	施設数	割合 (%)
総数	95	
財源不足	58	61.1
スタッフ不足	30	31.6
行政の支援体制や理解不足	24	25.3
スタッフの高齢化	13	13.7
スタッフの育成や専門性の確保が困難	10	10.5
子どものケアが不十分	7	7.4
社会の理解不足	6	6.3
委託数の減少	6	6.3
その他	18	18.9

(15) 国・自治体が行う支援における不十分な点（自由記述）

国・自治体が行う支援における不十分な点について自由記述で回答してもらい、分類を行った。「財政支援」を挙げた施設が半数以上と最も多く、次いで「支援体制の整備」が約3割、「被害者のニーズに応じた支援に対するサポート」「行政職員の専門性向上」がそれぞれ約2割となっている。

「財政支援」には、委託費だけでなく、安定的な運営を行うための支援が不足しているとの指摘が多かった。

「支援体制の整備」では、「行政手続き、法的手続き、緊急避難、自立支援をワンストップでできるような体制整備」といったDV被害者支援がワンストップでできる支援体制の整備を求める回答が多く見受けられた。また、現在のような「縦割りの行政支援」では、「本人が窓口に出向く力がないと支援を得られず、困難を抱えて孤立し、加害者の元に戻るケースも出てくる」といった深刻な現状も指摘されており、被害者の目線に立った支援体制の整備が課題として挙げられた。また、DVと児童虐待との連携や、「見ず知らずの県外へ居所設定するよりも、県内で見守りできるような支援体制が必要」等の指摘もあった。

「被害者のニーズに応じた支援に対するサポート」としては、「住居支援や就労支援、メンタルケアといった被害者の自立に向けた長期的支援が欠如している」という指摘が多かった。

「精神疾患等で心理的ケアが必要な被害者も多く、退所までの支援が長期化している」という指摘や、「シェルター滞在中よりも、退所して地域で生活を始めてからの支援に人手と時間がかかる」といった指摘、子供への専門的なメンタルケアや進学・教育費を支援する必要性を指摘する施設もあった。

「行政職員の専門性向上」では、「DV被害者支援には高度な専門性が求められるため、担当者にはソーシャルワーカーなどの専門職をより多く配置してほしい」といった行政職員の専門性に対する要望の他、「民間との対等なパートナーシップ意識の欠如」といった、DV被害者支援や民間団体への意識や理解の欠如を指摘する施設も見受けられた。

「研修の実施」では、相談員や支援員に対する研修の必要性だけでなく、「予防教育を中学・高校のカリキュラムに加える」といった、広く社会への啓発も必要であるという指摘もあった。

「加害者更生の取組」では、「加害者に対する非暴力トレーニングや暴力自己抑止のスキル取得訓練等の実効性のある加害者対策」を期待する回答も見受けられた。

「その他」には、「外国人被害者に対する通訳の確保や、解決への対応が難しいケースに対するスーパーバイズの確保への予算措置、利用者の実態把握等の調査・分析といった要望が見受けられた。

表 1 - (15) 不足している支援

不足している支援	施設数	割合 (%)
総数	95	
財政支援	54	56.8
支援体制の整備	30	31.6
被害者のニーズに応じた支援に対するサポート	19	20.0
行政職員の専門性向上	19	20.0
法制度の整備	17	17.9
公的機関の整備	8	8.4
研修の実施	8	8.4
加害者更生の取組	5	5.3
その他	16	16.8

2 都道府県および政令指定都市のDV等被害者支援担当課(室)

(1) 民間団体との意見交換の有無

民間シェルターを含むDV被害者支援を行っている民間団体との意見交換の場（連絡会議等）の有無については、9割以上の自治体を実施しており、開催頻度としては年1～2回の自治体が最も多くなっている。

一方、意見交換の場を設けていない自治体には、その理由を尋ねたところ、「県内に該当する民間団体がない」「県内の民間団体を把握していない」等の理由が多かった。

表2－(1) 民間団体との意見交換の場の有無

	総数 (n)	設けている	開催頻度				設けていない
			年1～2	年3～4	年5以上	その他	
実 数							
総数	67	63	46	7	4	6	4
都道府県	47	45	32	5	4	4	2
政令指定都市	20	18	14	2	－	2	2
構成割合 (%)							
総数	100.0	94.0	68.7	10.4	6.0	9.0	6.0
都道府県	100.0	95.7	68.1	10.6	8.5	8.5	4.3
政令指定都市	100.0	90.0	70.0	10.0	－	10.0	10.0

(2) 民間団体を対象とした研修の有無

民間団体を対象とした研修（相談員、支援員向け）の実施の有無について、都道府県では約85%、政令指定都市では約55%の自治体で研修を実施しており、開催頻度としては年1～2回の割合が最も多くなっている。

一方、研修を実施していない自治体に、その理由を尋ねたところ、「民間団体が支援者養成講座等の研修を行っており、自治体による研修のニーズがない」「民間団体のみを対象にした研修は行っていないが、県(市)の相談員を対象とした研修には参加を呼びかけている」等の理由が挙げられた。

表2－(2) 民間団体を対象とした研修の実施の有無

	総数 (n)	開催している	開催頻度			開催していない
			年1～2	年3～4	年5以上	
実 数						
総数	67	51	23	17	11	16
都道府県	47	40	17	14	9	7
政令指定都市	20	11	6	3	2	9
構成割合 (%)						
総数	100.0	76.1	34.3	25.4	16.4	23.9
都道府県	100.0	85.1	36.2	29.8	19.1	14.9
政令指定都市	100.0	55.0	30.0	15.0	10.0	45.0

(3) 民間団体への情報提供（研修の場以外で）

民間団体に対し、法令や通達等について情報提供を行っているかについては、全体の約4分の3の自治体が実施しており、提供頻度としては「随時・適宜」が約半数を占める。

一方、情報提供を行っていない自治体に、その理由を尋ねたところ、「研修やイベントの情報提供が主であり、通達等の送付対象とはなっていない」「連絡手段がない」「県が実施している（政令指定都市）」等の理由が挙げられた。

表2－(3) 民間団体への情報提供（研修の場以外で）

	総数 (n)	行っている	提供頻度				行っていない
			随時・適宜	年1～3	年4以上	その他	
実 数							
総数	67	50	31	9	4	6	17
都道府県	47	37	24	6	4	3	10
政令指定都市	20	13	7	3	－	3	7
構成割合 (%)							
総数	100.0	74.6	46.3	13.4	6.0	9.0	25.4
都道府県	100.0	78.7	51.1	12.8	8.5	6.4	21.3
政令指定都市	100.0	65.0	35.0	15.0	－	15.0	35.0

※提供方法：メールが最も多く、次いで郵送が多かった。他に、FAX、連絡会議の場などがあった。

(4) 民間団体との連携にあたっての問題や課題

民間団体との連携にあたり、問題や課題を抱えているかとの質問には、「抱えている」と回答した自治体が4割以上あった。

表2－(4) 民間団体との連携にあたり、何か問題や課題を抱えているか

	総数 (n)	抱えている	抱えていない
実 数			
総数	67	28	39
都道府県	47	19	28
政令指定都市	20	9	11
構成割合 (%)			
総数	100.0	41.8	58.2
都道府県	100.0	40.4	59.6
政令指定都市	100.0	45.0	55.0

なお、具体的な問題や課題を自由記述で回答してもらい、分類を行った。

- ・一時保護委託件数の減少や一時保護期間の長期化（5自治体）
- ・民間シェルターにおける緊急対応や安全性の確保に不安がある（4自治体）

- ・民間シェルターが自治体内にないまたは不足している（3自治体）
- ・民間シェルターの実態やルール変更等を把握しきれていない（3自治体）
- ・関係機関との支援方針や個人情報の共有に課題がある（3自治体） 等。

(5) 問題や課題の解決にあたっての障害（自由記述）

問題や課題の解決にあたって障害だと考えられるものについて自由記述で回答してもらった。

一時保護委託件数の減少について、解決の障害となっている問題としては、「一時保護できる者が限定的」等の法制度上の問題を指摘する回答が多く見受けられた。また、これに関連して、「委託費が実績に応じたものではない」という指摘や、「委託費以外に運営費等の固定費用に対する公的な経済的支援が少ない」といった現状について指摘する回答もあった。

緊急対応や安全性の確保への不安について、解決の障害となっている問題としては、民間シェルターの「人員不足」や「施設の老朽化」等の問題が指摘された。

民間シェルターが自治体内に不足している点について、解決の障害となっている問題としては、支援者の安全確保等のノウハウが必要とされることから「新規民間シェルターの開拓が困難」であること、「スタッフ確保が難しい現状で、後継者が育っていない」こと、等についての指摘があった。

(6) 民間シェルターがない自治体における保護先（複数回答）

民間シェルターがない自治体総数は17であり、その多くが管内の公的な保護施設を主な保護先としていた。具体的には、女性相談センター等の一時保護施設（5施設）、婦人相談所の一時保護施設（4施設）、都道府県の配偶者暴力支援センター（政令指定都市）、自治体が運営している母子生活支援施設等が挙げられた。また、「その他」としては、民間団体が運営している母子生活支援施設や提携しているホテル等が挙げられた。

表2-（6） 民間シェルターがない自治体における保護先（複数回答）

	総数 (n)	複数回答			
		管内の公的な 保護施設	隣接の都道府 県へ依頼	その他	これまでに保護 する機会がな かった
実 数					
総数	17	15	—	7	—
都道府県	14	13	—	5	—
政令指定都市	3	2	—	2	—
構成割合 (%)					
総数	100.0	88.2	—	41.2	—
都道府県	100.0	92.9	—	35.7	—
政令指定都市	100.0	66.7	—	66.7	—

(7) 民間シェルターがないことによる問題や課題

自治体管内に民間シェルターがない（把握していない場合を含む）ことにより、問題や課題を抱えているかどうかについては、抱えていないとした自治体のほうが多くなっている。

一方、「抱えている」と回答した自治体にその理由を自由記述で回答してもらったところ、「被害者が自身のニーズによって施設や支援を選べない」といった被害者側の負担を上げる自治体がほとんどであった。

表2－(7) 民間シェルターがないことにより問題や課題を抱えているか

	総数 (n)	抱えている	抱えていない
実 数			
総数	17	6	11
都道府県	14	6	8
政令指定都市	3	－	3
構成割合 (%)			
総数	100.0	35.3	64.7
都道府県	100.0	42.9	57.1
政令指定都市	100.0	－	100.0

(8) 国に対する意見や要望（自由記述）

国に対する意見や要望について自由記述で回答してもらい、分類したところ、意見や要望を記入した 23 自治体のうち 18 自治体が民間シェルターに対する財政支援の必要性についての要望であった。 具体的には、「一時保護委託件数の多寡によらない一定の経済的支援」や、「県と市それぞれで補助を行っているが、民間シェルターの所管を明確にした上での国による財政的支援やスキームの検討」等が挙げられた。

また、財政支援以外の要望としては、主に下記のもの挙げられた。

- ・法改正（売春防止法の現状に見合った形での改正、DV防止法における市町村の役割と責務の明確化等）
- ・民間シェルター開設に係る「民間シェルター」の明確な基準（セキュリティ対策等）
- ・加害者への法的対応の強化
- ・配偶者からの暴力だけでなく、親子やきょうだい間の暴力も対象として支援していく必要性
- ・単年度限りのモデル事業ではなく、中長期的な自立支援制度の創設
- ・様々な言語の通訳対応 等。

以上